

海外子会社の不正会計

識者 評論

東芝をはじめ、富士フイルム、キリン、丸紅、LINE（リンクス）などの海外子会社不正会計事件が後を絶たない。さらに、日本郵政でも、オーストラリアの子会社の業績が低迷し大幅赤字になるなど、海外企業買収におけるガバナンス（企業統治）の甘さが目立つ。なお、政府は、日本郵政株の売却益を東日本大震災の復興財源に充てており、予定通りに確保することができるとか影響が懸念される。

こうしたなか、2017年8月、経産省は、「我が国企業による海外M&A研究会」を設置し、海外M&Aの課題とその克服策をまとめ、報告書を作成する予定である。

子会社で不祥事が発覚した場合

神奈川大学法学部教授

葭田 英人



合、親会社による子会社監督責任が問題となる。しかし、親会社取締役による子会社の監督の職務の範囲が不明確であることから、親会社の子会社監督責任については会社法で規定されていない。改正会社法において、企業グループ内部統制システム（以下「統制システム」）の整備義務が明文化されているだけである。

子会社の業務執行に対する親会社取締役の監督義務は原則として認められない。しかし、親会社は子会社株主として、子会社に対する支配権・経営権を持っている。法的拘束力がなくても、子会社の株主総会を通じて、実質的に、子会社の人事や業務執行に影響力があるはずである。法人格が別であっても、企業グ

システムに子会社の管理が含まれ、子会社に対する監督責任が親会社取締役の義務であり、親会社取締役が子会社監督責任を追及されることがあり得ることを意味し、親会社取締役が知らなかつたというだけで監督責任が免れるわけではない。なお、企業グループ内部統制体制が構築されていても不備があつた場

に、子会社の管理が含まれる巨額の損失を出す例が後を絶たない。親会社取締役による企業グループ統治を強化するガバナンス体制を構築できるかどうかは、今までのガバナンス体制の不備を教訓として、企業グループ内部統制システムの整備と運用を見直し、そのサポート体制を整えることができるかどうかにあかっている。

経営界からも、親会社の子会社監督義務が会社法に明文化された場合には、親会社が子会社の監督義務を限りなく広範囲に負うと解されかねない、ひいてはグループ経営そのものが萎縮しかねないなど強い反対論が出された。

親会社は子会社に対して原則株主としての権利しか行使できないのだから、株主権を超えた

ループの経営方針から逸脱することは認められない。親会社は一心同体であり、通常の株主同様の株主権を有するということだけでは済まされない。

最終的に、改正会社法において、取締役（会）が企業グループ内部統制システムの整備を決定しなければならぬことが会社法本体に明記された。このことは、企業グループ内部統制シ

親会社に「監督義務」

日本企業が海外企業を買収するのは、国内市場の伸び悩みから海外に活路を見いだそうとするためである。しかし、M&Aによる海外子会社の管理が問題となる。海外子会社は目が届き

合には、親会社取締役は免責されることはない。さらに、担当者信頼して任せっきりにすることも監督・監視義務違反となる。

よした・ひでと 筑波大学大学院修了。専門分野は会社法・税法・信託法・事業承継法制。近著に「基本がわかる会社法」「信託の法制度と税制」「合同会社の法制度と税制」など。